(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	精華町

精華町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 精華町事業部農政課

所 在 地 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70

電 話 番 号 0774-95-1903

F A X 番号 0774-95-3973

メールアドレス nousei@town.seika.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

	イノシシ、アライグマ、カラス、ムクドリ ドバト、キジバト、スズメ、ヒヨドリ ヌートリア
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	精華町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年から令和3年の平均)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
獣類			
イノシシ	水稲	371千円、 37 a	
	豆類	23千円、 2 a	
	野菜(タケノコ等)	454千円、 14 a	
	いも類(かんしょ等)	212千円、 9 a	
アライグマ	野菜(すいか、いちじく等)	17千円、 2 a	
スズメ	水稲	88千円、 9 a	
カラス	果樹	29千円、 1a	
ムクドリ	果樹	49千円、 1a	

※鳥獣被害の現状値について、地元住民への聞き取りを中心に把握しており、報告者が鳥獣の種類を細かく確認せずに報告されることが多い。 それにより、対象鳥獣に挙げているドバト、キジバト、ヒヨドリ、ヌートリアが被害の現状に含まれていないが、町内における生息は確認されているため数値上に現れない被害があるものと考え、対象鳥獣としている。

(2)被害の傾向

イノシシについては、平成18年頃より被害が発生し、依然として、 山際に近い田畑で農作物の食害及び畦等の掘り起こしが発生しており、 今後も被害発生が懸念される。

アライグマは、果菜類(イチゴ、スイカ、トウモロコシ類)の被害が 多く見受けられ、繁殖力が高いことから、生息域、生息数共に拡大・増 加傾向にあり、今後も被害拡大が懸念される。

カラス (ムクドリ、ドバト、キジバト、スズメ、ヒヨドリ含む) などの 鳥類による被害は、町内全域に年間を通じて認められている。

(3)被害の軽減目標

		指標		現状値	目標値(令和7年度)
		(令和元生		(令和元年から令	
				和3年の平均)	
	被害金額		1,250千円	875千円	
		被害面積		7 5 a	5 2 a
内	訳	獣類	被害	1,080千	7 5 6 千円
		(イノシシ・ア	金額	円	
	ライグマ・ヌー被害		6 4 a	4 5 a	
		トリア)	面積		
		鳥類	被害	170千円	119千円
		(カラス・ムク	金額		
	ドリ・ドバト・被害		1 1 a	7 a	
		キジバト・スズ	面積		
		メ・ヒヨドリ)			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

, , ,,,,,,,	が さき はった	=0.07
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・精華町の委託契約等により	・狩猟者人口の減少や、高齢化
に関す	、相楽郡猟友会精華支部にお	により、拡大化する被害地に対
る取組	いて捕獲隊を編成し、イノシ	しての捕獲従事者の迅速な対応
	シの捕獲に努めてきた。	が困難になってきており、担い
	・精華町有害鳥獣対策協議会	手の育成が急務となっている。
	において、国の鳥獣害防止総	・捕獲獣の処理労力の確保も課
	合対策事業等を活用し、捕獲	題のひとつである。
	檻や箱罠などを導入するなど	・繁殖力が高いイノシシやアラ
	して、アライグマやイノシシ	イグマの効果的な捕獲方法など
	などの捕獲に努めてきた。	を検討する。
	・アライグマとヌートリアに	
	ついては、特定外来生物防除	
	実施計画に基づき、捕獲に努	
	めてきた。	
防護柵	・国の鳥獣害防止総合対策事	・防止柵を設置した地域におけ
の設置	業等を活用し、侵入防止柵(る農作物の被害は軽減している
等に関	金網柵、電気柵)を設置し、	が、未設置地域においては被害
する取	イノシシの農作物被害防除を	が発生しているため、設置を検
組	行ってきた。	討するなど地域の取り組みを推
		進していく。
生息環	・頻出地域において鳥獣をお	・農地付近における廃棄作物や

境に関	びき寄せないよう注意を呼び	残滓の放置が見受けられる。
する取	かけている。	残滓の放置をしないよう継続的
組		に協力を呼びかける。

(5) 今後の取組方針

捕獲等に	従来の、相楽郡猟友会精華支部による捕獲隊の編成を継続し、農
関する取	作物被害の防除のため、有害鳥獣の捕獲に努めていく。
組	
防護柵の	防除対策として、国庫補助事業等を活用した侵入防止柵の設置と
設置等に	あわせ、地域、行政の連携による追い払い等を行い、防除技術の
関する取	普及、人材の育成等に取り組む。
組	
生息環境	集落・農地付近での緩衝地帯設置に向けて、広報啓発等を図る。
に関する	
取組	

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、従来どおり相楽郡猟友会精華支部への委託により、くくり罠、箱わな及び銃器を用いた捕獲を、ICT等新技術を活用した捕獲とあわせ推進していく。

アライグマや鳥類については、箱わなや銃器を用いた捕獲を猟友会に 委託する。

町職員による鳥獣被害対策実施隊においては、アライグマの捕獲及び カラスなどの追い払い活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年	イノシシ、アライグマ、	近年イノシシやアライグマの被
令和6年	ヌートリア、カラス	害が拡大傾向にあるため、相楽郡
令和7年	ムクドリ、ドバト、	猟友会精華支部と連携し、箱わな
	キジバト、スズメ、	等の積極的な活用を行い、被害の
	ヒヨドリ	拡大防止に努める。
		鳥類は、猟友会の有害鳥獣捕獲班
		による駆除に併せ、農業者による忌
		避、威嚇等の追い払いを行う為の啓
		発活動を推進し、捕獲の担い手育成
		を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

精華町における過去の有害鳥獣捕獲実績や被害状況、生息状況等を基 に捕獲計画数を設定する。

- ・イノシシ、アライグマについては、被害状況が依然として報告されているため、捕獲計画数頭はイノシシは引き続き50頭、アライグマは捕獲増加のため40頭とする。(令和4年捕獲実績イノシシ72頭、アライグマ45頭)
- ・カラス等鳥類については、捕獲計画数は100羽とする。
- ・ヌートリアについては現在のところ精華町における被害報告は少なく、 近年では令和3年度の3頭捕獲以降は捕獲実績はないが、近隣市町村での 捕獲、被害が拡大傾向にあることから、捕獲計画数は2頭とし、農作物へ の被害等の状況に応じて今後、捕獲を強化していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	5 0	5 0	5 0
アライグマ	4 0	4 0	4 0
カラス等鳥類	100	100	100
ヌートリア	2	2	2

捕獲等の取組内	捕獲等の取組内容		
イノシシ	捕獲手段:くくり罠、箱わな、銃器		
	捕獲期間:通年(狩猟期を含む)		
	捕獲予定場所:町全域		
アライグマ	捕獲手段:箱わな		
	捕獲期間:通年(狩猟期を含む)		
	捕獲予定場所:町全域		
カラス等鳥類	捕獲手段:銃器		
	捕獲期間:通年(狩猟期を含む)		
	捕獲予定場所:町全域		

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
713人104 3	7) 外 河 扒
精華町	イノシシ等の有害鳥獣捕獲許可事務につ
	いては、地方自治法第252条の14第1項
	及び京都府の事務処理の特例に関する条例
	に基づき、既に精華町に事務委任されてお
	り、事務執行において支障等もないことか

ら、現行どおり実施する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

11	· — Mari —		
対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度※	令和7年度※
イノシシ	0 m	【新設】	【新設】
	希望なしにつき	1, 000m	1, 000m

[※]地元要望あれば実施

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、	・地元農家、猟友会による追い払い		
アライグマ、	・地元農家による草刈り・点検		
カラス等			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、	・地元農家、猟友会による追い払い
から	アライグマ、	・農家等への普及啓発
令和7年度	カラス等	(野菜くずや放任果樹等の適正処理、耕作
		放棄地の解消等)
		・人と鳥獣が共存できるような良好な環境
		を整えることを目的に、荒廃した森林や
		里山を再生、保全を図る為の取組を実施
		する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役害	l]
精華町事業部農政課	住民からの連絡を受け、	相楽郡猟友会精華支
	部への捕獲を依頼する	

相楽郡猟友会精華支部	有害鳥獣の捕獲を行う
精華町鳥獣被害対策実施隊	住民からの連絡を受け、現場で被害状況等を
	確認する

(2) 緊急時の連絡体制

精華町事業部農政課	──→ 相楽郡猟友会精華支部
(精華町鳥獣被害対策実施隊)	_

- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - ・現場での埋設、自家消費等
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

∧⊓	力 声 沙 弗
食品	・自家消費
200	13/11/2

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

_

- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	精華町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
相楽郡猟友会精華支部	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提
	供を行う
精華町農業委員会	鳥獣被害に関する情報提供と助言を行う
京都やましろ農業協同組合	鳥獣被害対策につなげる営農指導、情報提
精華町支店	供、被害防止資材の販売など
京都府農業共済組合山城支所	農業共済制度による被害情報の提供と助言
	を行う
京都府木津警察署生活安全課	捕獲に関する安全指導、人身被害の防止
京都府山城広域振興局	国、府からの情報提供と、アドバイザーと
農林商工部	しての助言と支援、指導を行う
農商工連携・推進課	
精華町事業部農政課	事務局として、協議会の事務運営、各関係

	機関との連絡調整
(2) 関係機関に関する事項	
関係機関の名称	役割
_	

- (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
- ・精華町鳥獣被害対策実施隊 町職員 6名 隊 長…農政課長(統括) 隊員B…町職員(追い払い等
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

陸上自衛隊関西地区補給処祝園弾薬支処について、箱わなによる捕獲など被害防止対策の協力要請を行う。

0.	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
_	-